

# 「印西地区ごみ処理基本計画（案）」及び「印西地区災害廃棄物処理計画（案）」に関する意見募集（パブリックコメント）についてのお知らせ

～たくさんのご意見をお寄せください～

印西地区環境整備事業組合は、昭和51年3月に設立し、組合を構成する印西市・白井市・栄町から発生するごみの処理を行ってきました。以来、これまで環境負荷の削減に向けた資源循環型社会を構築していくため組合では、平成31年3月に策定した「ごみ処理基本計画」に基づき、日常的に排出されるごみの資源化と適正処理に努めてきました。

前計画の見直し時期にあたることから、令和4年4月に「ごみ処理基本計画検討委員会」を設置して審議を進め、『**みんなでつくる循環型社会・脱炭素社会 ～現在も将来も考えた持続可能社会を目指して～**』を基本理念とし、年々変化するごみの現状を踏まえ、循環型社会の実現に向けた方針・取組み等を見直し、『**印西地区ごみ処理基本計画（案）**』を取りまとめました。

また、併せて印西地区環境整備事業組合が管轄する印西市、白井市及び栄町では、各市町において地域防災計画を策定するとともに、千葉県災害廃棄物処理計画を踏まえた災害廃棄物処理計画を印西市及び白井市では策定しており、栄町においても策定が進められていることから、印西地区における災害廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にするとともに、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することを目的とし、「**印西地区災害廃棄物処理計画（案）**」を策定いたしました。

つきましては、『**印西地区ごみ処理基本計画（案）**』及び「**印西地区災害廃棄物処理計画（案）**」に関する皆さんの意見を募集（パブリックコメント）することといたしました。

## 意見募集（パブリックコメント）について

### 1. 意見募集（パブリックコメント）する者

印西地区ごみ処理基本計画検討委員会 委員長 大迫 政浩

### 2. 対象とする事案及び意見募集の目的

「印西地区ごみ処理基本計画（案）」及び「印西地区災害廃棄物処理計画（案）」に関する各項目に対し、広く意見募集を行うことで全員参加型の取り組みを推進します。

なお、上記計画（案）は本意見募集の後、令和4年12月11日（日）に開催を予定しているごみ処理基本計画検討委員会の第7回会議で最終決定し、印西地区環境整備事業組合管理者へ答申する予定です。

### 3. 対象とする事案資料の入手方法

- (1) 印西地区環境整備事業組合のホームページ (<http://www.inkan-jk.or.jp>)
- (2) ごみ処理基本計画検討委員会事務局（印西クリーンセンター業務班内）の窓口
- (3) 印西市環境経済部クリーン推進課の窓口
- (4) 白井市市民環境経済部環境課の窓口
- (5) 栄町環境課の窓口

(6) 構成市町出先機関（別紙参照）

#### 4. 意見書の様式

別紙の意見書様式のとおり。

#### 5. 意見の提出方法

- (1) ごみ処理基本計画検討委員会事務局窓口への持参（平日9時～17時）
- (2) 郵便等による送付
- (3) ファクシミリによる送付
- (4) 電子メールによる送付

#### 6. 意見の提出期間

令和4年10月19日（水）から令和4年11月2日（水）

#### 7. 意見を提出することができる方

- (1) 印西地区環境整備事業組合の構成市町内（印西市・白井市・栄町）に住所のある方
- (2) 構成市町内に勤務先のある方
- (3) 構成市町内に通学先のある方
- (4) その他、対象とする事案に利害関係のある方（法人を含む）

#### 8. 注意事項

- (1) ご意見は日本語でご提出ください。
- (2) ご意見を正確に把握する必要があることから、電話によるご意見の受け付けはいたしません。
- (3) ご提出いただいたご意見は、ごみ処理基本計画検討委員会の考え方を整理したうえで、後日ホームページで公表させていただく予定ですが、個別のご回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) ご提出いただいたご意見に付記された住所・氏名等の個人情報は、ごみ処理基本計画検討委員会の事務局が印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例（平成17年10月12日条例第5号）に基づき適切に取り扱います。
- (5) ご提出いただいたご意見の内容に不明な点がある場合は、ごみ処理基本計画検討委員会の事務局から電話連絡等を行うことがあります。
- (6) ご提出いただいたご意見が、次の各号のいずれかに該当すると、ごみ処理基本計画検討委員会が判断した場合は、無効とさせていただきます。
  - ① 不当な圧力
  - ② 個人や特定の団体に対する誹謗中傷
  - ③ 個人や特定の団体に対する財産、プライバシー及び著作権の侵害
  - ④ 営利目的
- (7) ご提出いただいたご意見に住所又は氏名が付記されていない場合は、無効とさせていただきます。

#### 9. 意見書の提出・問い合わせ先

〒270-1352 印西市大塚一丁目1番地1

印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター(業務班内)

ごみ処理検討委員会事務局 宛て

電話番号 0476(46)2732 FAX 0476(47)1765

E-mail [gyoumu@inkan-jk.or.jp](mailto:gyoumu@inkan-jk.or.jp)